

(※本資料は、09年3月12日連盟総会提出された、定款改正に関する議案書の抜粋である。

なお、本議案については原案どおり議決された。)

〔第2号議案〕

定款の一部改定について(案)

1. 改定の背景及び趣旨

- 1) 連盟は、ケーブルテレビ業界の営業活動における消費者保護のため、平成19年8月に「法・制度委員会」の下に「コンプライアンス委員会」を設置し、消費者保護に関する指針として「有線テレビジョン放送事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドライン」及び「有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を策定し、平成20年7月より施行し、会員各社にその周知・徹底を図ってきた。
- 2) しかし、両自主基準及びガイドラインに対する違反が発生した際、違反者に対してペナルティーが伴う実効性ある措置を取ることができない場合、その自主基準及びガイドラインの実効性に疑義を生ずるなどの懸念がある。
一方、現行の定款では「除名条項」が設置されているが、「総会での議決事項」のため機動的な対応ができていない。
- 3) こうした問題に対処するため、会員の定款・会則・法令等の違反や総会の議決に従わない行為の発生から除名条項適用に至るまでの「段階的処分」を定め、会員の法令遵守の姿勢を明確すると共に、実効性のある迅速な対応を取るよう改定する。

2. 改定の内容

- 1) 現行定款の第12条(除名)の一部を下記の通り改定する。
- 2) 改定概要
 - ①定款・会則・法令等に違反し、又は総会の議決に従わない行為に対し、「戒告」、「1年以内の会員資格の制限」、「退会勧告」、「除名」の段階的処分の懲戒項目を規定する。
 - ②除名要件を「出席構成員の3分の2」から「構成員総数の3分の2」に改める。

3. 定款改定に伴う新旧対照表

新	旧
<p>(懲戒)</p> <p>第12条 会員が、<u>次の各号のいずれかに該当する場合においては、理事会の議決を経て別に定める規則に基づき、戒告、1年以内の会員資格の制限、退会勧告又は除名の処分をすることができる。</u></p> <p>(1)<u>定款、会則、法令等に違反、又は総会の議決に従わず、連盟の秩序を乱したとき、信用若しくは名誉を毀損したとき。</u></p> <p>(2)会費の納入を6か月以上怠ったとき。</p>	<p>(除名)</p> <p>第12条 会員が連盟の名誉を毀損し、又は秩序を乱したときは、総会において出席構成員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>2 会員が会費の納入を6月以上怠ったときは理事会の承認を得て、その会員を除名することができる。</p> <p>ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。</p>

新	旧
<p>(3) <u>その他業務の内外を問わず会員としての品位を損なったとき。</u></p> <p>2 <u>会員資格の制限は、会員としての地位を保有するが、会員資格を制限している期間は、会員活動を停止し、かつ、会員としての権利を行使できない。</u></p> <p>3 <u>除名は総会に於いて構成員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。</u> <u>但し、会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。</u></p>	
付則	
<p>1 3 <u>改正条文第12条は、平成21年*月*日より適用する。</u></p>	

※下線は変更部分

4. 懲戒処分 of 取扱

定款第12条に定める懲戒処分の具体的取扱いは以下の通りとする。

なお、懲戒処分の具体的取扱いや、懲戒処分と行政指導・行政処分との整合性等必要な事項は、別途定める懲戒委員会細則に規定する。

1) 1年以内の会員資格の制限

“当該会員を非会員扱い”とし、次の通りとする。

- ① B-CASカード利用料金の取扱いを非会員価格とする。但し、非会員価格の適用は、懲戒委員会による処分決定以降の新規納入分からとし、過去に遡及しないものとする。
- ② 著作権処理に関し委任状を返還し、著作権管理事業者（JASRAC等）との団体交渉は当該会員による個別交渉とする
- ③ 連盟行事（総会・賀詞交換会・各種セミナー等）への参加禁止
- ④ 連盟の各種委員会活動への参加禁止
- ⑤ 会員情報管理システム（SMILE）の利用停止
- ⑥ 連盟からの情報提供の停止（電子メールによるものや会報等）
- ⑦ 連盟支部への参加制限 他

2) 退会勧告

自主的な退会を促す措置であるが、一定期間を経ても当該会員がこれに従わない場合、懲戒委員会にて継続審議とし、更に上位の処分とする。

〔第3号議案〕

懲戒委員会規則の制定について(案)

1. 制定の背景及び趣旨

- 1) ケーブルテレビ業界は、平成20年7月に消費者保護のための「有線テレビジョン放送事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドライン」と「有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を施行した。
- 2) 両自主基準及びガイドライン等の連盟が規定する規則の違反者への罰則を科すための対応、及び会員の法令遵守を示すための定款第12条の改定に伴い、会員の違反の発生から除名条項適用に至るまで、実効性のある迅速な対応を取ることができるよう、懲戒委員会規則を定める。

2. 規則の内容

- 1) この規則は、定款第12条に定める会員の懲戒処分を実施する際に、公正な取扱いを行うために設置する懲戒委員会の設置、構成、運営等に関する事項を定める。
- 2) 規則概要
 - ①第1条（目的）は、この規則の目的を規定する。
 - ②第2条（委員会の構成）は、懲戒委員会の委員構成及び委員長、副委員長の選任方法を規定する。
 - ③第3条（職務）は、委員長、副委員長の職務及び欠員時の選任方法を規定する。
 - ④第4条（招集）は、委員会の招集者と委員会招集の通知について規定する。
 - ⑤第5条（定足数・議決）は、委員会の定足数と議決方法について規定する。
 - ⑥第6条（審議事項）は、委員会の権能について規定する。
 - ⑦第7条（意見徴取等）は、委員長は関係者から意見徴取することができる旨を規定する。
 - ⑧第8条（弁明の機会）は、被審査会員が委員会で弁明する機会を有する旨を規定する。
 - ⑨第9条（議決書）は、委員会の議決事項の取扱いについて規定する。
 - ⑩第10条（報告）は、委員会による理事会への報告義務を規定する。
 - ⑪第11条（懲戒する場合）は、その際の理事長の職務を規定する。
 - ⑫第12条（懲戒をしない場合）は、その際の理事長の職務を規定する。
 - ⑬第13条（細則）は、理事長は委員会の議決により細則を定めることが可能である旨を規定する。

3. 懲戒委員会規則(案)

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 懲戒委員会規則（案）

第1条（目的）

この規則は、社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「連盟」という。）の定款第12条に定める会員の懲戒処分を実施する際に、公正な取扱いを行うために設置する懲戒委員会（以下「委員会」という。）の設置、構成、運営等に関する事項を定めるものである。

第2条（委員会の構成）

- 1 委員会の構成は、連盟の理事長、専務理事、支部長、顧問弁護士とする。
- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長を2名置き、委員の互選により選任する。

第3条（職務）

- 1 委員長は会務を総理し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長の年齢の順により、委員長の職務を行う。
- 3 委員長及び副委員長に事故のあるとき又は委員長及び副委員長が欠けたときは、出席委員の多数決により委員長代行を定め、同委員が臨時に委員長の職務を行う。

第4条（事務局）

- 1 委員会に事務局を設ける。
- 2 事務局の人員及び運営は連盟事務局がこれにあたる。

第5条（招集）

- 1 委員会は、委員長が招集する。但し、委員長の選任前は、連盟の理事長が招集する。
- 2 招集通知は、議案を示し、原則として会日の1週間前に委員に発して行う。

第6条（定足数・議決）

- 1 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条（審議事項）

- 1 委員会は、連盟の請求により、以下の事項について審議する。
 - (1) 懲戒被疑行為の事実関係の調査および確認
 - (2) 懲戒処分を課することの適否の判定
 - (3) 懲戒処分を課する場合における懲戒処分の種類の判定
 - (4) その他、委員会が必要と認めた事項
- 2 委員会は、審議を開始したときは、速やかに被審査会員及び懲戒請求者に対し、書面でその旨を通知しなければならない。

第8条（意見聴取等）

委員長は、必要に応じて被審査会員その他関係者の出席を求め、事実関係の説明または意見を聞くことができる。

第9条（弁明の機会）

被審査会員は、委員会に対し、弁明書を提出し、又は意見を適宜の方法で述べることができる。

第10条（議決書）

- 1 委員会は、審議を終了したときには、速やかに議決し、次の事項を記載した議決書を作成しなければならない。
 - （1）事件受付番号
 - （2）被審査会員の氏名、法人所在地
 - （3）主文
 - （4）理由
 - （5）議決年月日
- 2 被審査会員を懲戒する旨の議決には、懲戒の種類を定め、会員資格制限にあたっては、その期間及び会員資格の停止内容についても定めなければならない。
- 3 議決書には、その議決に加わった委員全員が署名・押印する。

第11条（報告）

委員会が前条の議決をしたときは、速やかに理事長宛書面で報告する。

第12条（懲戒する場合）

- 1 理事長は、前条の懲戒する旨の報告を受けたときは、速やかに被審査委員を懲戒しなければならない。
- 2 除名をする場合には、理事長は、定款に定めるところに従い、支障なく総会に議案を提出しなければならない。

第13条（懲戒をしない場合）

理事長は、懲戒をしない議決の報告があったときは、速やかに懲戒しない旨を被審査会員に通知する。

第14条（細則）

理事長は、委員会の議決を経て、この規則を実施するために必要な事項を細則で定めることができる。

付 則

1. 本規則は平成21年3月12日（第32回通常総会議決後）より施行する。

〔第4号議案〕

会員細則の一部改定について(案)

1. 改定の背景

本総会の「第2号議案 定款の一部改定」に伴い、関連する会員細則の条項を改定する。

2. 改定の趣旨

- 1) 現行会員細則第5条（資格の喪失）による会員の資格喪失は、定款第11条（資格喪失）のケーブルテレビ事業を廃止したとき、会員の義務違反、退会の届出、法人の解散したとき、及び連盟を除名されたときと規定しているが、この度の定款の改定に伴い、定款第11条（資格喪失）の他に定款第10条（退会）、定款第12条（懲戒）に基づく会員の資格喪失を明確に規定する。
- 2) 現行会員細則第5条（資格の喪失）「但し書」は、有線テレビジョン放送事業者が電気通信役務利用放送事業者となる際、ケーブルテレビの事業廃止届を提出する必要があるため、これによる会員資格の喪失は適用されない旨を規定している。
この度の会員細則の改定に伴いケーブルテレビ事業を廃止し、電気通信役務利用放送法による事業者へ変更した場合は、引き続き会員の資格を有する旨を、項を立てて規定する。

3. 会員細則改定に伴う新旧対比表

新	旧
<p>(資格の喪失)</p> <p>第5条 会員は、<u>定款第10条に定める退会又は定款第11条に定める資格の喪失又は定款第12条に定める懲戒処分として連盟を除名されたときは、</u>会員の資格を失う。</p> <p><u>2 会員は定款第11条に定めるケーブルテレビ事業を廃止した場合であっても、有線テレビジョン放送法によりケーブルテレビ事業を行っていた者が、電気通信役務利用放送法による事業者へ変更したときは引続き会員の資格を有する。</u></p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第5条 会員は定款第11条の定めによる他、会員の義務違反、退会の届出、法人の解散したとき、及び連盟を除名されたときは、会員の資格を失う。</p> <p>但し、有線テレビジョン放送法によりケーブルテレビ事業を行っていた者が、電気通信役務利用放送法による事業者へ変更したときは引続き会員の資格を有する。</p>
<p>付則</p> <p>2. <u>改正条文第5条は、平成21年3月12日(第32回通常総会議決後)より適用する。</u></p>	

※下線は変更部分

以上